

務 甲 達 第 2 8 3 号  
平成 2 1 年 1 2 月 3 日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石 川 県 警 察 本 部 長

石川県警察教養推進委員会設置要綱の一部改正について（通達）

- 対号 1 平成 4 年 1 1 月 1 日付け教発第 989 号、務発第 1423 号、捜一発第 708 号、防発第 612 号、公発第 281 号、交企発第 271 号、学発第 635 号「石川県警察教養推進委員会設置要綱の制定について（通達）」
- 対号 2 平成 5 年 8 月 1 9 日付け教発第 4 7 4 号「石川県警察教養推進委員会設置要綱等の一部改正について（通達）」
- 対号 3 平成 7 年 5 月 2 9 日付け教甲第 2 9 9 号「石川県警察教養推進委員会設置要綱等の一部改正について（通達）」
- 対号 4 平成 1 4 年 6 月 4 日付け務甲達第 9 2 号「石川県警察教養推進委員会設置要綱等の一部改正について（通達）」
- 対号 5 平成 1 6 年 4 月 2 8 日付け務甲達第 7 1 号「石川県警察教養推進委員会設置要綱等の一部改正について（通達）」
- 対号 6 平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日付け務甲達第 2 4 1 号「石川県警察教養推進委員会設置要綱等の一部改正について（通達）」
- 対号 7 平成 1 8 年 6 月 1 日付け務甲達第 1 1 2 号「石川県警察教養推進委員会設置要綱等の一部改正について（通達）」

このたび、別添のとおり、石川県警察教養推進委員会設置要綱の一部を改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

（教養企画 2 6 7 8）

別添

(石川県警察教養推進委員会設置要綱の一部改正)

5 (3) 中「捜査第一課長」を「刑事企画課長」に、「警務課教養室長」を「警務課教養指導室長」に改める。

6 (3) 中「警務課教養室長」を「警務課教養指導室長」に、「警務課教養補佐」を「警務課教養企画補佐」に、「捜査第一課企画補佐」を「刑事企画課企画補佐」に改める。

石川県警察教養推進委員会設置要綱の一部改正案新旧対照表  
(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>1～4 (略)</p> <p>5 幹事会</p> <p>(1) 設置 委員会に幹事会を置く。</p> <p>(2) 任務 幹事会は、機関誌の編集発行、術科教養及び個人指導など、次に掲げる事項について協議、検討し、その結果を委員会に報告するものとする。</p> <p>ア 機関誌の編集及び発行に関し、その円滑な推進と誌面内容の充実化を図ること。</p> <p>イ 術科指導の組織的推進に関すること。</p> <p>ウ 個人指導の組織的推進に関すること。</p> <p>エ その他の警察教養に関し、幹事長が必要と認めること。</p> <p>(3) 構成 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>幹事長 警務部長 副幹事長 警務課長 幹事 総務課長 県民支援相談課長 会計課長 監察官室長 生活安全企画課長 地域課長 <u>刑事企画課長</u> 交通企画課長 公安課長 情報通信部通信庶務課長 警察学校副校長 警務課次席 警務課企画室長 <u>警務課教養指導室長</u> 幹事長が指定する者</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 幹事会</p> <p>(1) 設置 委員会に幹事会を置く。</p> <p>(2) 任務 幹事会は、機関誌の編集発行、術科教養及び個人指導など、次に掲げる事項について協議、検討し、その結果を委員会に報告するものとする。</p> <p>ア 機関誌の編集及び発行に関し、その円滑な推進と誌面内容の充実化を図ること。</p> <p>イ 術科指導の組織的推進に関すること。</p> <p>ウ 個人指導の組織的推進に関すること。</p> <p>エ その他の警察教養に関し、幹事長が必要と認めること。</p> <p>(3) 構成 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>幹事長 警務部長 副幹事長 警務課長 幹事 総務課長 県民支援相談課長 会計課長 監察官室長 生活安全企画課長 地域課長 <u>捜査第一課長</u> 交通企画課長 公安課長 情報通信部通信庶務課長 警察学校副校長 警務課次席 警務課企画室長 <u>警務課教養室長</u> 幹事長が指定する者</p>

<p>(4) 運営 幹事会の運営は、委員会の運営に準じて行う。</p> <p>6 教養推進担当部会</p> <p>(1) 設置 幹事会の下に教養推進担当部会（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>(2) 任務 部会は、機関誌の編集発行、術科教養及び個人指導を効果的かつ効率的に推進するための企画・立案等を行い、その結果を幹事会に報告するものとする。</p> <p>(3) 構成 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>部会長 警務課長 副部会長 <u>警務課教養指導室長</u> 警務課企画室長 部会員 総務課広報補佐 <u>警務課教養企画補佐</u> 警務課企画補佐 警務課人事補佐 県民支援相談課警察安全相談補佐 県民支援相談課情報公開・個人情報保護補佐 情報管理課企画補佐 会計課予算補佐 生活安全企画課企画補佐 地域課企画補佐 <u>刑事企画課企画補佐</u> 交通企画課企画補佐 公安課企画補佐</p> <p>(4) 運営 部会の運営は、委員会の運営に準じて行う。</p> <p>7 (略)</p>	<p>(4) 運営 幹事会の運営は、委員会の運営に準じて行う。</p> <p>6 教養推進担当部会</p> <p>(1) 設置 幹事会の下に教養推進担当部会（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>(2) 任務 部会は、機関誌の編集発行、術科教養及び個人指導を効果的かつ効率的に推進するための企画・立案等を行い、その結果を幹事会に報告するものとする。</p> <p>(3) 構成 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>部会長 警務課長 副部会長 <u>警務課教養室長</u> 警務課企画室長 部会員 総務課広報補佐 <u>警務課教養補佐</u> 警務課企画補佐 警務課人事補佐 県民支援相談課警察安全相談補佐 県民支援相談課情報公開・個人情報保護補佐 情報管理課企画補佐 会計課予算補佐 生活安全企画課企画補佐 地域課企画補佐 <u>捜査第一課企画補佐</u> 交通企画課企画補佐 公安課企画補佐</p> <p>(4) 運営 部会の運営は、委員会の運営に準じて行う。</p> <p>7 (略)</p>
---	---

別添

## 石川県警察教養推進委員会設置要綱

### 1 設置

石川県警察教養に関する訓令（平成13年石川県警察本部訓令第11号）第4条第1項の規定に基づき、警察本部に、石川県警察教養推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 2 任務

委員会は、次に掲げる事項について審議し、警察教養の効果的かつ効率的な推進を図ることを任務とする。

- (1) 教養推進体制の強化に関すること。
- (2) 教養方法の改善に関すること。
- (3) 年度学校教養実施計画に関すること。
- (4) 年間教養重点及び年間職場教養実施計画に関すること。
- (5) 集合教養に関し、所属長から合議を受けた事項のうち、警務課長が必要と認める事項。
- (6) その他警察教養に関し、委員長が必要と認める事項。

### 3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長	警察本部長
副委員長	警務部長
委員	首席監察官
	生活安全部長
	刑事部長
	交通部長
	警備部長
	情報通信部長
	警察学校長
	警務課長

### 4 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議事を主宰する。
- (2) 委員長に事故のあるときは、副委員長が、委員長の職務を行う。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委

員長が定める。

## 5 幹事会

### (1) 設置

委員会に幹事会を置く。

### (2) 任務

幹事会は、機関誌の編集発行、術科教養及び個人指導など、次に掲げる事項について協議、検討し、その結果を委員会に報告するものとする。

ア 機関誌の編集及び発行に関し、その円滑な推進と誌面内容の充実化を図ること。

イ 術科指導の組織的推進に関すること。

ウ 個人指導の組織的推進に関すること。

エ その他の警察科教養に関し、幹事長が必要と認めること。

### (3) 構成

幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長	警務部長
副幹事長	警務課長
幹事	総務課長
	県民支援相談課長
	会計課長
	監察官室長
	生活安全企画課長
	地域課長
	刑事企画課長
	交通企画課長
	公安課長
	情報通信部通信庶務課長
	警察学校副校長
	警務課次席
	警務課企画室長
	警務課科教養指導室長
	幹事長が指定する者

### (4) 運営

幹事会の運営は、委員会の運営に準じて行う。

## 6 教養推進担当部会

(1) 設置

幹事会の下に教養推進担当部会（以下「部会」という。）を置く。

(2) 任務

部会は、機関誌の編集発行、術科教養及び個人指導を効果的かつ効率的に推進するための企画・立案等を行い、その結果を幹事会に報告するものとする。

(3) 構成

部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

部会長 警務課長

副部会長 警務課教養指導室長

警務課企画室長

部会員 総務課広報補佐

警務課教養企画補佐

警務課企画補佐

警務課人事補佐

県民支援相談課警察安全相談補佐

県民支援相談課情報公開・個人情報保護補佐

情報管理課企画補佐

会計課予算補佐

生活安全企画課企画補佐

地域課企画補佐

刑事企画課企画補佐

交通企画課企画補佐

公安課企画補佐

(4) 運営

部会の運営は、委員会の運営に準じて行う。

7 庶務

委員会、幹事会及び部会の庶務は、警務課において行う。

務 甲 達 第 号  
平成 2 1 年 1 2 月 3 日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石 川 県 警 察 本 部 長

石川県警察個人指導実施要綱の一部改正について（通達）

対号 1 平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日付け務甲達第 2 4 0 号、生企甲達第 9 9 号、  
地甲達第 1 1 0 号、捜一甲達第 7 7 号、交企甲達第 6 7 号、公甲達第 3  
7 号、学甲達第 2 8 号「石川県警察個人指導実施要綱の制定について（通  
達）」

対号 2 平成 1 8 年 6 月 1 日付け務甲達第 1 1 2 号「石川県警察教養推進委員  
会設置要綱等の一部改正について（通達）」

平成 2 2 年 4 月 1 日から生活安全、交通部門に新任捜査員等の育成プログラムが導入  
され、各部門ごとに若手育成施策が実施されることなどに伴い、石川県警察個人指導実  
施要綱を別添のとおり一部改正したので、運用上遺漏のないようにされたい。

（教養企画 2 6 7 8）